

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業の内容 期間：R8～R12
自立・生きがいづくりへの支援	生きがい活動の 機会の充実	・シルバー人材センター事業が、急増する高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、元気な高齢者が「社会の支え手」となるよう、今後も補助金を交付し、活動の支援を行います。	継続	通期	高齢福祉課	瑞浪市シルバー人材センターに対し、補助金を交付し、活動の支援を行いました。	定年延長等高齢者の働く場の多様化により、登録会員数は減少しています。高齢者の就労機会の拡大、シルバー会員の獲得が課題です。	継続	シルバー事業が高齢者の受け皿としての機能を十分果たし、「社会の支え手」となり、高齢者の生きがいにつながるよう引き続きシルバー人材センターに対し、補助金を交付し、活動の支援を行います。
		・高齢者が社会の一員として生きがいや充実感を持ち、健康の維持・増進を図るため、長寿クラブおよび長寿クラブ連合会の活動に対して補助金を交付するなど、活動を支援します。	継続	通期	高齢福祉課	長寿クラブ連合会及び単位クラブの活動に対して、補助金を交付し、活動を支援しました。	高齢者の趣味の多様化等により、会員数の減少や参加者の固定化が課題となってきています。高齢者の社会参加の場の確保とともに、新規会員の確保が課題です。	継続	瑞浪市長寿クラブ連合会及び単位クラブの活動に対し、補助金を交付し活動を支援するとともに、広報活動を強化し会員確保に努めます。
		・地域の人や高齢者同士が交流する機会を提供することで、高齢者の引きこもりを防止し、生き生きとした生活が送れるよう、各地区の福祉委員や社会福祉協議会が連携して実施する「いきいきサロン」の開催を支援します。							
		・長寿クラブ活動などに対する広報活動を強化することで、新規会員の確保を支援します。							

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（3）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
		・地域の高齢者が集まる場所などに出 向いて、介護予防教室を開催し、健康 を維持・増進ができるよう支援します。教 室終了後も生きがいを持って生活できる よう自主活動の支援などを行います。							

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（3）高齡者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業の内容 期間：R8～R12
自立・生きがいづくりへの支援	生きがい活動の 機会の充実	・生きがいを創り出せるような学習内容を充実した高齢者を対象とする寿大学を開催します。また、多様なクラブ活動が展開されるよう支援します。	継続	通期	生涯学習課 〔社会教育課〕	・学生の教養を高めることを目的に、毎月学習会を開催しました。 ・多様なクラブ活動の展開のため、新規クラブの立ち上げを支援しました。	・コロナ禍以降、学生数の減少が著しく、役員の担い手不足が課題となっています。	継続	今後、学生数の大幅な増加は見込めないため、現状維持を保ちつつ、毎月の学習会および各クラブ活動を支援し、本事業を継続させていきます。
		・高齢者の生きがいづくりの場として、生涯学習講座、公民館講座などにおいて、高齢者を対象とした事業・メニューの提供を行います。							
		・公民館講座の受講から自主団体としての活動に発展するように、積極的に支援を行います。							

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
年齢にと られず活 躍でき る社会の	ボランティア活 動への高齢者 の参加促進	・長寿クラブを中心とした地域の清掃・美 化活動を実施します。	継続	通期	高齢福祉課	各単位クラブ長寿クラブ会員に より地域の清掃、美化、見守り 活動が行われています。長寿ク ラブ連合会に対し、地域での 高齢者の見守り活動事業を 委託しました。	会員の高齢化に伴い、活動が 困難になりつつあります。また、 長寿会がなくなってしまった地 域もあり、活動が手薄になる傾 向があります。	継続	長寿クラブに継続して見守り活 動事業を委託します。また長 寿クラブの友愛活動に対し支 援を行います。
		・長寿クラブが行う地域の子どもの見守り 活動や、地域の高齢者の孤立化を防ぐ ための「友愛活動」（声掛け・支え合い・ 仲間づくりなど）を支援します。							
		・ボランティア活動に関する広報啓発活 動を支援します。							
		・まちづくり推進組織において高齢者は 依然として活動の主要な担い手であり、 今後もまちづくり推進組織に対する支援 を行うことで、高齢者の活躍の場を整備 します。	継続	通期	市民協働課	まちづくり推進組織への人的・ 財政的支援を行い、高齢者の 活躍の場を維持しました。	全まちづくり推進組織の内、約 半数の地区において、交付金 事業のメニュー「高齢者等の福 祉」に関わる事業が行われてい ます。また、地域の高齢者は、 まちづくり推進組織の役員とし て重要な役割を果たしているた め、役員を次世代に引き継い でいくことが今後の課題です。	継続	まちづくり推進組織において高 齢者は依然として活動の主要 な担い手であるため、今後もま ちづくり推進組織に対する支援 を行い、地域活動における持 続性を担保できる仕組みをとも に考えることで、高齢者の活躍 の場を整備します。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
構 築		・文化祭等の公民館事業の補助など、 高齢者が参加しやすいボランティア活動を計画します。	継続	通期	生涯学習課 〔社会教育課〕	文化祭運営にあたり、芸能の部や展示の部等において、多くの団体に参加いただくよう、支援・調整を行いました。	参加団体が毎年固定化されており、かつ高齢化が進んでいるため、取り組めるボランティア活動が限られています。	継続	・より多くの参加団体を募れるよう自主グループ等に対する支援を拡充していきます。 ・ボランティア活動の内容を再考し、負担とならないよう検討します。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（3）高齡者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針（後期）における事業の内容 期間：R8～R12
福祉・介護サービスの充実	在宅福祉サービスの充実	・住み慣れた家や地域で暮らしたいと願う高齢者の孤独感の解消や、自立した生活への支援を行います。	継続	通期	高齢福祉課	家に閉じこもりがちな高齢者に「桜寿荘」「福寿荘」にある生きがい対応型デイサービスの利用支援を行いました。 ・高齢福祉課や社会福祉協議会等で介護者の相談を受け、情報提供および適切な支援を行っています。在宅で介護をしている家族に対し、紙おむつ等の介護用品の支給も行っています。 ・地域包括支援センターを2か所設置し、相談体制を強化しました。	生きがいのサービスは、身の回りのことは自分ではできるが、外出の機会が少なく家に閉じこもりがちな高齢者に対しての支援になります。地域包括支援センターや民生委員等と連携を図りながら、支援の必要な高齢者をサービスにつなげる必要があります。今後在宅生活を続ける高齢者が増加することが考えられるため介護者の負担増につながることが考えられます。 ・地域包括支援センターや民生委員・児童委員等地域住民と連携を図り、潜在化している虐待案件を顕在化し、適切な支援を行っていく必要があります。また、養護者のケアも必要であるため、介護保険サービス等の利用促進も必要です。	継続	相談体制を強化し、介護者の負担軽減及び高齢者の孤立化を防ぎ、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう生きがい対応型デイサービスの利用支援を行います。また、介護する家族の相談体制や負担を軽減するためのサービスの情報提供および体制整備に努めます。 地域包括支援センターや地域の民生委員・児童委員等と連携を図りながら早期発見に努め適切な支援につなげます。
		・介護する家族に対する相談体制や負担を軽減するためのサービス体制を整えます。							
		・高齢者虐待に対し、民生委員・児童委員、介護サービス事業者、かかりつけ医、警察署などとのネットワークを強化し、早期発見や適切な支援を行います。							

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（3）高齡者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業の内容 期間：R8～R12
福祉・介護サービスの充実	住民相互で支えあう地域体制の充実	・医療関係者、介護サービス事業者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などと連携し、地域課題や対応策を検討していくことで、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう「地域包括ケアシステム」を推進します。	継続	通期	高齢福祉課	・医療と介護の連携を推進することを目的に、医療・介護関係者による多職種連携会議、研修会、懇談会を開催しました。 ・地域の支え合い活動の担い手を養成することを目的に、ささエル会員養成講座を開催しました。 ・高齢者見守り協定に基づき、事業所によるさりげない見守り活動を行っています。	・今後も医療と介護の連携推進のため、顔の見える体制づくりの強化が必要です。 ・地域での支え合い活動と担い手自身の介護予防の推進を目指し、担い手の確保と活動支援が課題です。 ・地域における多様な主体による支え合い活動推進のための体制づくりが必要です。	継続	住民相互で支えあう地域体制の充実を目指し、支え手の確保と活動支援を継続していきます。また医療、福祉をはじめとする多様な主体が情報交換、課題共有できる場を設け、高齢者が住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。
		・地域住民による支えあい活動の担い手を養成し、担い手が活動できる体制を整えます。							
		・民生委員・児童委員、福祉委員、長寿クラブ、まちづくり推進組織や区長会等との連携を強化し、地域で高齢者を見守る体制づくりを進めています。							
		・新聞、ガスなどの民間事業者との見守り協定を結び、さりげない見守り活動を継続していきます。							

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業の内容 期間：R8～R12
福祉・介護サービスの充実	適切なサービス提供に向けた相談事業の充実	・地域包括支援センターにおいて、高齢者に関するあらゆる相談（介護、認知症、虐待など）に応じます。	継続	通期	高齢福祉課	・市内に2ヶ所の地域包括支援センターを設置し、総合相談を行っています。 ・高齢者保健福祉サービス利用ガイドを改訂し、相談窓口、高齢者福祉サービスの周知を図りました。	地域包括支援センターの周知に努め、総合相談体制のさらなる充実が必要です。引き続き、市とセンターの連携強化を図ります。	継続	各圏域の地域包括支援センターの周知に努め、高齢者の総合相談体制の充実を図ります。市民に対して、介護保険をはじめとした高齢者福祉サービスについて分かりやすく情報提供できるよう利用ガイドを作成します。
		・民生委員・児童委員、介護支援専門員などに介護に関する情報を随時提供し、連携することで、総合相談体制の充実を図ります。							
		・相談窓口の周知を図ります。							
		・「高齢者保健福祉サービス利用ガイド」を活用し、各種サービスに関する情報を提供します。							
		・「介護保険サービス利用ガイド」を活用し、各種サービスに関する情報を提供します。							

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（3）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
安 心 し て 暮 ら せ る	住まいの保障	・介護保険制度を活用した住宅改修について、ニーズに応じた適正な給付事務を行います。	継続	通期	高齢福祉課	介護保険制度を活用した住宅改修工事には事前申請が必要です。申請内容の検査を行い、適切に給付を行いました。	住宅改修の内容は要介護者・要支援者（被保険者）の状況により異なるため、保険適用対象の判定が難しいケースがあります。法令等の適切な解釈により対応をしていきます。	継続	住宅改修を必要とする要介護・要支援者（被保険者）のニーズに対し、適切な保険給付を行います。
		・安心して生活できる住宅の普及を促進するため、毎年地区を定め、地区内にある昭和56年5月以前建築の木造住宅を全戸訪問し、無料耐震化診断を勧めるなど、直接的な働きかけを行います。	継続	通期	都市計画課	R3～R5年度については、住宅の戸別訪問や地域の防災訓練に参加し、耐震化啓発を行いました。R6年度は総合防災訓練・防災フェアでの耐震化啓発を行いました。	高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯の増加により、住宅の将来が見通せず、耐震化に躊躇する事例が増えています。	継続	今後も引き続き住宅の戸別訪問を行い、耐震化啓発に努めます。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（3）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
生活 環境 の 整備	家庭における防 火対応の促進	・住宅用火災警報器の設置及び維持 管理について、従前の啓発活動を継続 するとともに、今後は、設置から10年が 経過した機器の維持管理について、重 点的な啓発活動を実施します。	拡大	通期	消防本部	春及び秋の火災予防運動期 間中にLPガス協会、電力会 社、民生委員と協力し、一人 暮らしの高齢者家庭を訪問し て防火診断を行うとともに、住 宅用火災警報器設置の啓 発、設置場所の確認や点検を 行いました。（計6回33世帯 訪問） 33世帯中、24世帯が正しい 位置に設置、3世帯が誤った 位置に設置、6世帯が未設置	住宅用火災警報器は、すべて の寝室に設置が必要で、2階 に寝室がある場合には、階段 にも必要です。 電池切れや、誤った位置に設 置している方もいました。今後 は正しい設置位置だけではなく、点検や維持管理について更 に啓発する必要があります。	継続	未設置の住宅への啓発と、条 例に適した位置に住宅用火災 警報器の設置を促します。ま た、維持管理については、現在 行っている啓発活動を継続す るとともに、新たな啓発活動を 検討します。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
安心して暮らせる生活環境の整備	判断能力が不十分な人への支援	・高齢者の権利擁護に関する相談や、判断能力が不十分な認知症高齢者に対し、成年後見制度の活用の支援を行います。また、成年後見制度利用促進計画の作成、中核機関※の設置により、利用促進を図ります。	継続	通期	高齢福祉課	成年後見制度利用促進基本計画を策定すると共に東濃5市で連携して中核機関を設置し、成年後見制度の利用促進を図りました。（市長申立件数：R3:2件 R4:5件 R5:4件 R6:5件）	認知症高齢者等の増加により判断能力が低い一人暮らし高齢者等が増加傾向にあります。高齢者の権利擁護のため、今後も成年後見制度の利用支援を行います。	継続	認知症高齢者等、判断能力が低い高齢者に対し、成年後見制度の活用を促進します。また、身寄りがなく申立人がいない高齢者のために市長申立を行います。
		・成年後見人の選任の際、身寄りがなく申立人がいない高齢者のために市長申し立てを行います。							
		・成年被後見人について、適切な名簿管理など、速やかな措置を取ります。	継続	通期	市民課	成年被後見人の名簿管理を適切に行いました。	成年被後見人となった方の印鑑登録は抹消しますが、法務局や本籍地の役場から後見登記事項通知が速やかに届かない場合、抹消前に証明書を発行してしまう懸念があります。	継続	適切な名簿管理を行うとともに、後見登記事項通知受理後の速やかな処理や成年被後見人による印鑑登録申請について適正に対処します。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
安心して暮らせる生活環境の整備	緊急時の対応強化	・健康に不安を持つひとり暮らし高齢者に対し、非常ボタンを押すだけで消防署に連絡が入る緊急通報装置の貸出などを行います。	継続	通期	高齢福祉課	健康に不安を持つ一人暮らし高齢者に対し緊急通報装置の貸し出しを行いました。 （実績 R3:12台 R4:18台 R5:24台 R6:25台）	今後もひとり暮らし高齢者が増加することが見込まれるため、民生委員・児童委員と連携を図り適切に設置する必要があります。	継続	健康状態に不安を持つ一人暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう、緊急通報装置の貸し出しを行います。
		・「避難行動要支援者名簿」を整備し、自治会（自主防災組織）や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域住民などと連携した支援体制の構築に努めます。	継続	通期	社会福祉課	避難行動要支援者名簿に関して、名簿の更新方法を年1回から複数回に見直し、名簿の実効性の向上を図りました。	有事の際の要配慮者一人ひとりの状況に合わせ、支援者、避難先、必要な配慮などを記載した避難行動計画となる個別避難計画の作成支援を進めていきます。	廃止	高齢者のみを対象としたものではなく、「その他の災害時の人権問題」の項目でより広義の施策内容があるため、統廃合します。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
安心して暮らせる生活環境の整備	高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルにおける対策強化	・地域ぐるみの見守り活動として、関係機関（警察、防犯協会など）と連携し、高齢者の家庭訪問を行います。また、高齢者団体向けの防犯講話などを行います。	継続	通期	危機管理課 〔生活安全課〕	関係機関と連携して、各地区を順番に「まめなかな訪問（高齢者世帯訪問）」を実施しています。また、高齢者教室の際に警察などの関係機関による防犯講話も行っています。 〈まめなかな訪問〉 R3:347人 R4:372人 R5:263人 R6:424人 〈高齢者教室〉 R3:15人 R4:200人 R5:449人 R6:210人 また、固定電話による特殊詐欺を未然に防ぐため「防犯機能付き電話機等購入費用補助事業」を令和7年2月に創設しました。申請：19件	日々犯罪の手口が変化しているため、新たな手口が発生した際は随時情報を更新して発信していく必要があります。	継続	関係機関と連携して、各地区を順番に「まめなかな訪問（高齢者世帯訪問）」を実施します。また、高齢者教室の際に警察などの関係機関による防犯講話も行います。 防犯機能付き電話機等購入費用補助事業はR9年度末まで継続予定。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
安心して暮らせる生活環境の整備	高齢者を狙った犯罪や消費生活に関するトラブルにおける対策強化	・消費生活トラブルの未然防止に向け、広報などを活用した注意喚起の他、関係機関と連携し、消費生活講座などを実施します。	継続	通期	市民協働課 〔生活安全課〕	・広域行政事務組合の消費生活専門相談員による巡回相談（火10-16時）を行いました。 ・本庁・各公民館への啓発用パンフレットスタンドの設置や、広報・市HP、啓発物品等で窓口の周知を行っています。また、毎月広報への記事掲載、ロビー電光掲示板を活用しての注意喚起を実施しています。 ・寿大学等を対象に講座を実施（R3:1回9人、R4:5回76人、R5:8回156人、R6:7回160人）しています。 ・令和5年度に瑞浪市消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を立ち上げ、関係機関の相互の連携及び情報共有により高齢者の安全・安心のための見守りサービスの提供が可能となりました。	「188」（消費者ホットライン）や広域行政事務組合消費生活相談員による巡回相談、市相談員による対応により、市民の消費生活トラブルの解決に貢献しています。また、毎月広報へ記事掲載し注意喚起を継続して行っていることにより、トラブルの未然防止に繋がっています。高齢者への消費喚起を促すため、消費生活講座の開催数の増加等が課題です。	継続	・相談窓口の周知に努め、相談者への支援を行います。 ・トラブルの未然防止に向け、継続した啓発の実施、消費生活講座を実施します。 ・見守りネットワーク会議を開催し、関係機関の相互の連携及び情報共有を強化します。
		・市民相談室や消費生活相談窓口の充実と周知に努め、問題解決に向けた支援を行います。	継続	通期					

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
高齢者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー化事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課	(都市計画課) ・樽上球場にある東屋の改修を行い、段差をなくす整備を行いました。 ・都市公園内のトイレ手洗いの自動水洗化を行いました。 ・一部の都市公園（ポケットパーク含む）のベンチの修繕等を行い、利用しやすい施設整備に努めました。 ・地域交流センターときわの車椅子駐車マスの線を引き直しました。	(都市計画課) 都市公園内については、施設のバリアフリー化が進んでない箇所があります。		(都市計画課) 施設更新時には、ユニバーサルデザインについて検討を行います。
					総務課	(総務課) 本庁舎1階障害者トイレにオストメイトを新設、すべてのトイレを洋式化するなど、ユニバーサルデザインに配慮したトイレ改修工事を行いました。また、5階議場傍聴席に車いす使用者の傍聴スペースを設置し、傍聴席へ向かう階段に椅子型階段昇降機を設置しました。	(総務課) 本庁舎のユニバーサルデザインを進めることができました。他の所管施設についても、誰もが利用しやすい施設となるよう、今後も施設を定期的に点検し、改修工事の際はユニバーサルデザイン化を推進できるよう取り組みます。	継続	(総務課) 施設の老朽化に伴う改修時など、ユニバーサルデザイン化を推進します。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（3）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
高齢者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー化事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	生涯学習課	(生涯学習課) 施設は既にバリアフリー化されており、破損したスロープの修繕を迅速に行う等、適正な維持管理に努めました。	(生涯学習課) 多目的トイレのドアが重く開閉が困難な箇所について一部改修しましたが、一部未改修の箇所があります。		(生涯学習課) 施設内バリアフリー設備等に不具合等がないか適宜確認し、必要に応じ改修・修繕を行い、引き続き適正な維持管理を続けていきます。
					スポーツ文化課	(スポーツ文化課) 体育館では令和5～6年度の大規模改修に伴い、トイレ洋式化、多目的トイレの機能向上、エレベータの更新を行いました。	(スポーツ文化課) 化石博物館は高所に立地し、施設入口や施設内にスロープ未設置箇所があります。		(スポーツ文化課) 体育館は適切な維持管理に努め、適宜バリアフリー充実に努めます。 博物館は新博物館建設に際して、積極的にバリアフリー化を目指します。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（3）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
高齢者にやさしいまちづくりの推進	ユニバーサルデザインのまちづくり	・公共施設・歩道・広場の段差解消、休憩施設（ベンチなど）の設置など、バリアフリー化事業を行い、適切な維持管理に努めます。	継続	通期	各施設の管理者	（陶コミュニティセンター） 施設内外に休憩用のベンチを設置しており、和室以外の部屋の段差も解消してある等、高齢者も利用しやすい施設となるよう維持管理に努めています。 （稲津コミュニティセンター） 令和6年度に多目的ホールのテラス戸の段差を解消すべく、簡易スロープを設置しました。 （釜戸コミュニティセンター） 令和5年度に多目的トイレにスライド手すりを設置し、車椅子から安全に移乗できるよう設備を見直しました。 （大湫コミュニティセンター） 令和6年度に実施した大規模改修では、トイレを洋式化するとともに、バリアフリー設備を備えた多目的トイレを新設しました。 （日吉コミュニティセンター） 令和5年度に、令和7年度に予定している改修工事の実施設計業務を行いました。トイレの改修などを行う予定です。また、施設の適切な維持管理に努めました。	（陶コミュニティセンター） 施設の経年劣化が進んでいるため、日頃から施設内外の状態確認を行い、状況に応じて補修等を行っています。 （稲津コミュニティセンター） 高齢者や障がい者の皆さんに施設を安全に利用していただきました。 （釜戸コミュニティセンター） 施設のいたるところに経年劣化が見られるため、バリアフリーを進めるとともに施設の改修も検討する必要があります。 （大湫コミュニティセンター） 今後必要に応じて設備を見直しながら、誰もが利用しやすい施設とするよう維持管理に努めます。 （日吉コミュニティセンター） 令和7年度に実施する改修工事により、バリアフリー化が進むこととなります。		（陶コミュニティセンター） 今後も適切な維持管理に努めます。 （稲津コミュニティセンター） 今後も適切な維持管理に努めます。 （釜戸コミュニティセンター） 今後必要に応じて施設のバリアフリー化事業を検討し、適切な維持管理に努めます。 （大湫コミュニティセンター） 今後必要に応じて施設のバリアフリー化事業を検討し、適切な維持管理に努めます。 （日吉コミュニティセンター） 今後も施設の適切な維持管理に努めます。

◇第2次瑞浪市人権施策推進指針（前期） 評価表

分野（３）高齢者

分野別の具体的施策（※詳細は第2次指針参照）						事業報告・評価など			
項目	具体的事業	事業内容	区分	事業 期間	主管課	具体的な取組状況・内容 期間：R3～R6	分析・課題	評価	第2次指針(後期)における事業 の内容 期間：R8～R12
高 齢 者 に よ り の 推 進 い ま ち	ユニバーサルデザインのまちづくり	・「市民公園文化施設再整備計画」に基づき設置した、市民公園内の多目的トイレ及び手すりなどの適切な維持管理に努めます。	継続	通期	都市計画課	また駐車場に「ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度」により県から提供を受けた三角コーンを設置し、プラスワンスペースを整備しました。	現行施設の清掃等維持管理を定期的に行い、清潔感のあるトイレを維持します。	縮小	既存施設の維持管理を重点的に行います。